

社会保険しずおか



藤枝大祭り(藤枝大祭連合会 提供)

Contents

- 「被保険者資格取得届」提出の再確認のお願い…………… 2
- 従業員(健康保険・厚生年金保険の被保険者)が
育児休業等を取得・延長したときの手続き…………… 2
- 電子申請のよくある返戻メッセージ・質問…………… 4
- 令和5年度被扶養者資格再確認のご協力のごお願い…… 6
- 健康保険委員のご登録はお済みですか? …………… 7
- 退職される従業員様の保険証回収のお願い…………… 7
- 劇団四季ミュージカル
『クレイジー・フォー・ユー』公演チケットのご案内…… 8
- 「シニアライフセミナー」開催のご案内…………… 8

「シニアライフセミナー」を開催します

定年を迎える皆さんに今後の生活に役立つ情報を提供します。多数の参加をお待ちしております。
(申込書は裏表紙(8ページ)にあります。)

事業所所在地等変更時のお願い

「社会保険しずおか」は会員の皆様方にお送りしておりますが、転居先不明等で配達ができず、返送されてくるケースがあります。

必ずお届けするために、事業所名称・所在地等に変更があった場合は、管轄の年金事務所に手続きをされるとともに、当協会にもご連絡をお願いします。

なお、当協会にはホームページから「会員事業所変更届」がダウンロードできますので、FAXまたは郵送にて手続きをお願いします。

年金相談はご予約で!!

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **[0570-05-4890]** (ナビダイヤル)

「被保険者資格取得届」提出の再確認のお願い

令和4年10月の制度改正により、2月以内の期間を定めて使用される方について、契約の更新等により実際には最初の雇用契約の期間を超えて継続して使用されることが見込まれる場合（※1）は、**最初の雇用契約の期間から被保険者資格を取得する必要があります。**

（※1）次の（ア）または（イ）に該当する場合

（ア）就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されていること。

（イ）同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている方が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。

また、2月以内の期間を定めて使用され、2月以内の雇用契約が更新されることが見込まれなかった方が、契約開始後に状況が変わり契約が更新されることが見込まれることになった場合は、**契約の更新が見込まれるに至った日**（※2）に被保険者資格を取得する必要があります。

事業主の皆さまにおかれましては、「被保険者資格取得届」の提出状況について今一度ご確認をお願いします。

（※2）契約の更新が見込まれるに至った日とは、労使双方の合意があった日となります。労使双方の合意は書面による合意（メールによる合意を含む）が必要です。

「被保険者資格取得届」の提出が必要な方について、届出が提出されていないことや資格取得日が誤っていることが後で判明した場合、さかのぼって「被保険者資格取得届」を提出していただくとともに、保険料の納付が必要となります。

詳しくは下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<日本年金機構からのお知らせ 特集ページ>

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



従業員（健康保険・厚生年金保険の被保険者）が 育児休業等を取得・延長したときの手続き

（1）育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業および育児休業に準ずる休業）期間について、被保険者は、事業主へ申し出を行い、事業主が「育児休業等取得者申出書」を日本年金機構へ提出します。

- （2）申し出により、健康保険・厚生年金保険の保険料は被保険者・事業主両方の負担が免除されます。
- （3）この申し出は、被保険者が次のアからオの育児休業等を取得するたびに、事業主が手続きします。
また、この申し出は、育児休業等の期間中または育児休業等終了後の終了日から起算して1カ月以内の期間中に行わなければなりません。

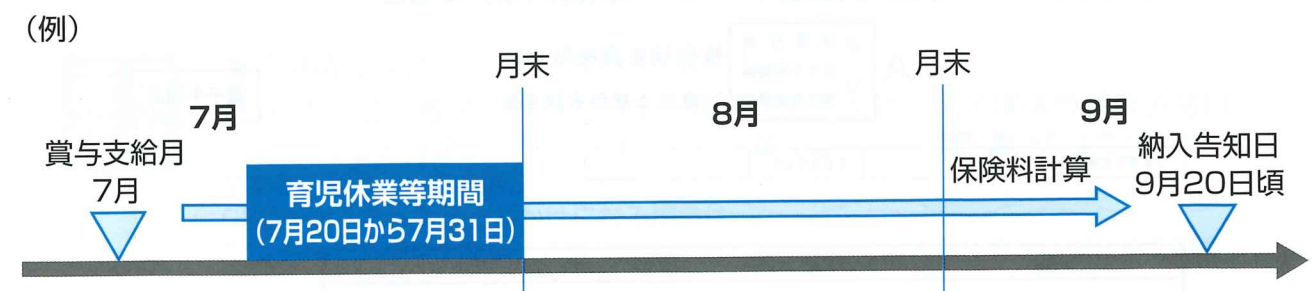
- ア. 1歳に満たない子を養育するための育児休業
- イ. 保育所待機等、特別な事情がある場合の1歳6カ月到達する日までの育児休業
- ウ. 保育所待機等、特別な事情がある場合の2歳到達する日までの育児休業
- エ. 1歳（上記イの場合は1歳6カ月、上記ウの場合は2歳）から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業
- オ. 産後休業をしていない労働者が、育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで2回に分割して取得する休業（産後パパ育休）

- （4）毎月の報酬にかかる保険料免除期間は育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までです。また、開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除となります（令和4年10月1日以降に開始した育児休業等に限る）。

- （5）賞与にかかる保険料（育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料）についても免除されます。ただし、令和4年10月1日以降に開始した育児休業等については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除となります。

なお、育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料は免除となりませんが、そのうち、育児休業等終了日の翌日が育児休業等開始日の属する月の翌月となる場合については、当該ケースを反映した保険料計算を行うことに時間を要するため、翌月の保険料とあわせて告知（保険料計算）されますので、ご理解いただきますようお願いします。

下記ケースに該当した場合、7月に支給した賞与にかかる保険料が8月分保険料とあわせて、告知（9月末日納期限）されます。



電子申請のよくある返戻メッセージ・質問

電子申請をご利用いただく際、入力時の不備等により、申請した届書が返戻となる場合があります。よくある返戻理由とよくある質問、その対応方法を以下に掲載しておりますので、電子申請をご利用の際はご注意ください。

返戻メッセージ	返戻理由	対応方法
申請書様式の標題の選択方法に誤りがあります。	e-Govから申請する際の「健康保険・厚生年金保険」又は「厚生年金保険」の選択漏れ。	入力画面上部の標題の横にある「健康保険・厚生年金保険」又は「厚生年金保険」のいずれかに必ず <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。(次ページ図の赤枠Aの箇所)
電子添付書類に対する電子署名が付与されていないか、4つ以上の署名が付与されています。	e-Govから申請する際の電子証明書添付漏れ。	提出先選択後に「内容を確認」ボタンを押下後「署名対象指定画面」で全ての添付ファイルのチェックボックスに <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。
申請書様式の入力項目(●●の欄)は省略できません。(返戻理由 001)	入力項目の入力漏れ。	提出年月日、事業所所在地、電話番号、氏名(カナ)、生年月日などの項目に入力漏れがないよう確認してください。

よくある質問	対応方法
外字(高、崎など)を含む氏名で届出したいがどうしたらよいか。	漢字氏名の指定等の連絡事項がある場合は、氏名欄は(高、崎)等で入力したうえで、以下のいずれかの方法で提出してください。 (次ページ図の赤枠Bの箇所) 1. 備考欄の「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れて、確認すべき連絡事項を入力。 (例)「氏名の高ははしご高」 2. 備考欄の「その他」に <input checked="" type="checkbox"/> を入れて「任意のメモがある旨」を入力したうえで、任意のメモを電子添付。 (例) 備考入力欄:「メモ添付」 電子添付ファイルの内容:「氏名は外字の「高」にしてください。」
決定通知書が被保険者ごとになっているため、一覧で確認したい。	日本年金機構ホームページの「電子申請・電子媒体」ページ(トップページ)「電子申請・電子媒体申請」>「届書作成プログラム」>「電子申請を利用の方へ」に通知書の形式を変換するファイルを掲載していますのでご利用ください。
e-Govで申請した届書を取下げする方法を教えてください。	1. ログイン後、マイページから「申請案件一覧」を押下。 2. これまでに申請した案件の一覧から、取下げをしたい申請の到達番号を押下。 3. 申請案件状況が表示されるため、「申請取下げ」を押下。 4. 取下げ依頼画面で取下げ依頼内容(依頼者氏名・理由)を入力し、「申請取下げ」を押下。 5. 取下げ依頼内容を確認し、「提出」を押下。
e-Govから申請した届書が返戻となった場合の返戻文書のダウンロード方法を教えてください。	次ページの「返戻文書のダウンロード手順」を参照してください。

《図》e-Govからの申請入力画面イメージ「資格取得届」の場合

※電子添付する際は「メモ添付」などを入力

返戻文書のダウンロード手順

※e-Govから申請した手続きが返戻となった場合の返戻文書のダウンロード手順です。

「申請案件状況」画面イメージ

「返戻のお知らせ」画面イメージ

<問い合わせ先>

gBiz ID GBizIDについてのお問い合わせはこちら
【GBizID ヘルプデスク】 0570-023-797
 <受付時間>
 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始を除く

e-GOV e-Govについてのお問い合わせはこちら
【e-Gov利用者サポートデスク】 050-3786-2225
 <受付時間>
 4月・6月・7月 平日 : 午前9時～午後7時
 土日祝日 : 午前9時～午後5時
 5月・8～3月 平日 : 午前9時～午後5時
 ※5月・8～3月の土日祝日、
 年末年始(12月30日～1月3日)は受付を休止しております

適用届書 電子申請についてのお問い合わせはこちら
【ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】
0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番(電子申請、電子媒体による届出方法に関する照会)」をお選びください
 050から始まる電話でおかけになる場合は、
03-6837-2913 → 「2番(電子申請、電子媒体による届出方法に関する照会)」をお選びください
 <受付時間>
 月～金曜日: 午前8時30分～午後7時
 第2土曜日: 午前9時30分～午後4時
 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

令和5年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認ですので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

対象者

令和5年4月1日時点で
18歳以上の被扶養者
※任意継続被保険者の被扶養者を除く

送付物

- 被扶養者状況リスト
- 説明用リーフレット
- 被扶養者調書兼異動届(削除用)
- 被扶養者現況申立書
- 返信用封筒

送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬頃

提出期限

令和5年12月8日(金)

再確認業務はどのように行いますか？

事業主様より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストをご記入ください。



詳しくはこちら



確認事項

- 就職等によりご自身で健康保険に加入していないか
- 同居・別居状況は正しいか
- 収入要件を満たしているか

どの書類を提出すればよいですか？

以下の表をご参考ください。

ご提出いただく書類	扶養の要件を満たす場合		扶養解除となる場合
	同居	別居	
被扶養者状況リスト	○	○	○
被扶養者現況申立書 + 確認書類(※1)		○	
被扶養者調書兼異動届(※2)			○

※1 国内在住の場合は仕送りの事実と仕送り状況が確認できる書類(学生の場合は省略可能)、海外在住の場合は海外特例要件に該当していることが確認できる書類が必要です。

※2 「被扶養者調書兼異動届」に該当被扶養者の保険証や高齢受給者証等を添付してご提出ください。

被扶養者状況リストを紛失してしまったのですが、再発行は可能ですか？

紛失してしまった場合は改めてお送りいたしますので、説明用リーフレットに記載しております専用ダイヤルへご連絡ください。

資格再確認に関するお問い合わせ先

業務グループ ☎054-275-6601

静岡県内で約19,000社がご登録済み！ 健康保険委員のご登録はお済みですか？

健康保険委員とは？

健康保険委員とは、協会けんぽと事業所の架け橋として、日常業務に支障のない範囲で従業員様への周知広報や手続き等に関する相談対応のほか、健診をはじめとした健康保険事業の推進等にご協力いただく方です。事業所で1名様以上、被保険者のご登録をお願いしています。(ご登録は任意です)

費用は無料!

強制参加の活動なし!

健康保険委員に登録すると……



健康保険事務に役立つ情報を提供します!

健康保険制度や申請書の記入方法等についてまとめた冊子「協会けんぽ GUIDE BOOK」や、納入告知書同封の広報紙「けんぽ便り」にて取り扱ったテーマのより詳しい内容を掲載した「けんぽご担当者様便り」をお届けします。



毎月メールマガジンにてお役立ち情報をお届けします!

上記の「けんぽご担当者様便り」だけでなく、健康保険制度の最新情報や季節に沿った健康コラムをメールマガジンとして配信しています。
※メールマガジンおよび「けんぽご担当者様便り」を受け取るにはメールアドレスのご登録が必要です。



健康保険委員限定の研修会にご参加いただけます!

健康保険の制度や事務手続きについて理解を深めていただくために、年に一回研修会を開催しています。(ご参加は任意です)

健康保険委員のご登録は、「事務ご担当者(健康保険委員)届出用紙」をFAXまたは郵送でご提出ください。

届出用紙はこちらからダウンロードできます

協会けんぽ 静岡支部 健康保険委員 検索



健康保険委員に関するお問い合わせ先

企画総務グループ ☎054-275-6602

退職される従業員様の保険証回収のお願い

退職された方・被扶養者でなくなった方の保険証回収にご協力をお願いいたします。

保険証の返却方法

- 1 事業所の事務ご担当者様は退職者ご本人(および扶養家族の方)の保険証を回収
- 2 「資格喪失届」「被扶養者異動届」に回収した保険証を添付して、日本年金機構名古屋広域事務センターあるいは管轄の年金事務所へ提出
※「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付できなかった場合や電子申請をご利用の場合は、回収の都度ご返却をお願いします。
※紛失等で回収できない場合は、日本年金機構に「被保険者証回収不能届」をご提出ください。

保険証に関するお問い合わせ先

レセプトグループ ☎054-275-6604

劇団四季 ミュージカル
「クレイジー★フォー★ユー」

～公演チケットのご案内～

令和6年1～2月、清水・磐田・浜松の3会場で上演!

申込期間 10月12日(木)～10月25日(水)



※詳しくは当協会ホームページをご覧ください。 [静岡県社会保険協会 観劇](#) [検索](#)

「シニアライフセミナー」開催のご案内

定年を迎える皆さんに「年金・医療保険」「生きがい」「暮らしと経済」についての情報を提供し、シニアライフの知識をもつことで、今後のライフプラン設計に役立てていただくためのセミナーを開催します。従業員の皆さん、ともにお誘い合わせのうえ、多数の参加をお待ちしております。

◇日時・会場

地区	開催日時	会場
東部	11月7日(火) 13:00～16:30	プラサヴェルデ 沼津市大手町1-1-4
中部	11月14日(火) 13:00～16:30	静岡労政会館 静岡市葵区黒金町5-1 (静岡県勤労者総合会館)
西部	11月22日(水) 13:00～16:30	アクトシティ浜松 コンgressセンター 浜松市中区板屋町111-1

※会場によっては、駐車場の用意がありませんので、ご注意ください。

◇内 容 年金・医療保険／ライフプランと生きがい／家庭経済プラン

◇受講対象者 近く退職予定の方 (ご夫婦での参加をおすすめします) 及び労務担当者

※一事業所何名様でもご参加いただけます。(受講申込者多数の場合はご相談させていただきます。)

◇講 師 社会保険労務士、年金ライフプラン専任講師

◇受講料 無料 (当日、退職後の生活設計に役立つテキスト、資料を配付します。)

◇お申込み 下記の「受講申込書」にご記入いただき、FAXにて10月24日(火)までにお申込みください。本年度の当会会費納入済事業所様のみ、申込みを承ります。

◇定 員 各会場とも30名 (先着順) ※開催日一週間前までに受講者あて「受講票」をお送りします。
・会場内は席と席との間隔を広くとる等、引き続き、新型コロナウイルス感染防止に努めます。

◇お問合せ 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 (8:30～17:00/土日祝日休)

◇共 催 一般財団法人 全国社会保険共済会／全国社会保険委員会連合会

「シニアライフセミナー」受講申込書

申込先：(一財)静岡県社会保険協会あて
FAX: 054-255-3840

〒 事業所 所在地 事業所 名称	会員番号 (宛名シールに記載の6桁の数字)
	T E L
	F A X

東部会場 11/7(火)	中部会場 11/14(火)	西部会場 11/22(水)
受講者氏名	受講者氏名	受講者氏名

次号は12月中旬に
発行します

●年金基礎講座(1・2月開催)/その他、支部事業(チラシ)等ご案内します。

※新規DVD好評貸出中! →

[静岡県社会保険協会](#) [検索](#)

